

新	旧
<p>(収支報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存している収支報告書等の閲覧を請求することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(収支報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>次に掲げるものは</u>、議長に対し、前項の規定により保存している収支報告書等の閲覧を請求することができる。</p> <p><u>(1) 市の区域内に住所を有する者</u></p> <p><u>(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>